

身体的拘束最小化推進体制加算について（お知らせ）

当院では患者さんの尊厳を守り、安全な医療を提供するため、原則として身体的拘束を行わない方針としています。下記のとおり身体的拘束最小化に向けて取り組みを行っています。

記

1 方針について

岩手県立遠野病院は原則として身体的拘束を行わない方針です。

2 身体的拘束最小化のために実施している体制及び取り組みについて

- （１） 身体的拘束の最小化に関する方針を明確化し、職員へ周知及び院内に掲示しています。
- （２） 身体的拘束の最小化に完する研修会を年２回以上実施し、入職後１年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講しています。
- （３） 身体的拘束最小化チームにより、用具の一元管理が行われるとともに、使用状況に基づく解除の提案等がなされています。
- （４） 身体的拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟の職員らとともに、解除に向けた具体的な検討が行われています。
- （５） 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案したり、提案を積極的に導入する仕組みがあります。

3 身体的拘束最小化に関する指針について

「岩手県立遠野病院身体的拘束最小化のための指針」に基づき、身体的拘束最小化に取り組んでいます。

4 身体的拘束の実施状況について

【一般病床】

令和８年度	４月	５月	６月	７月	合計
実施率(%)	5.02	1.17	0.73	3.39	2.66
身体拘束延べ日数(日)	77	18	9	49	153
入院料算定日数(日)	1533	1536	1229	1444	5742

【地域包括ケア病床】※地域包括ケア入院医療管理料

令和８年度	４月	５月	６月	７月	合計
実施率(%)	0	0	0	0	0
身体拘束延べ日数(日)	0	0	0	0	0
入院料算定日数(日)	422	450	427	504	1803